

## 令和7年度防災研修センター「防災デー」

	期間	日数	内容	備考
1	5月23日 ~ 5月24日	2	旧羽地村・旧久志村津波襲来日	チリ津波襲来日
2	6月1日 ~ 6月7日	6	がけ崩れ防災週間	国土交通省
3	7月1日	1	消防庁舎移転記念日	名護市消防本部
4	7月5日	1	名護の日(語呂合せ)	名護市消防本部
5	8月1日 ~ 8月7日	6	市制記念日・防災センター運用開始記念週間	名護市消防本部
6	8月30日 ~ 9月5日	6	防災週間	内閣府
7	9月9日	1	救急の日	総務省消防庁
8	11月5日	1	津波防災の日	内閣府
9	11月9日 ~ 11月15日	6	秋の全国火災予防週間	総務省消防庁
10	1月17日	1	阪神淡路大震災の日	被災日
11	1月26日	1	文化財防火デー	文化庁・消防庁
12	3月1日 ~ 3月7日	6	春の全国火災予防週間	総務省消防庁
13	3月11日	1	東日本大震災の日	被災日

※【防災デー】が日曜・祝日になる場合は、振替はございませんのでご了承ください。

1	1960年(昭和35年)5月23日、南米チリ中部近海M8.5地震。翌24日旧羽地村旧久志村津波襲来
2	1973年(昭和48年)建設省(現国土交通省)が毎年6月1日~6月7日の一週間で、地すべり等が発生しやすくなる梅雨時を前とした6月初旬に設定された。
3	2017年(平成29年)7月1日消防庁舎(大北区)運用開始
4	名護の日は、「7(な)5(ご)」の語呂合わせ
5	昭和45年8月1日、旧名護町、旧羽地村、旧久志村、旧屋部村、旧屋我地村の1町4村が合併して名護市が誕生した。平成29年8月1日名護市防災研修センター運用開始
6	昭和57年5月11日の閣議了解(「防災の日」及び「防災週間」について)に基づく「防災週間」の期間は、昭和58年以降は毎年、8月30日から9月5日までの期間とする。(内閣府)
7	救急の日は、「9(きゅう)9(きゅう)」の語呂合わせから、救急医療関係者の意識を高めるとともに、救急医療や救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることを目的として、昭和57年(1982年)に厚生労働省によって定められた。
8	平成23年年6月に成立した津波対策推進法により、国民の間に広く津波対策について理解と関心を深めるようにするために、11月5日は「津波防災の日」となりました。これは、安政南海地震で津波が紀伊半島から九州を襲った日、旧暦の11月5日に由来します。
9	秋の全国火災予防運動の初日である11月9日は「119番の日」となっていて、消防の仕事や119番についての正しい知識と理解を深める日となっています。
10	阪神・淡路大震災は、1995年(平成7年)1月17日にM7.3の兵庫県南部地震が発生した。(名護市消防本部より沖縄県隊に1名を被災地に派遣)緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設されました。
11	1949(昭和24)年1月26日に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂が炎上して壁画が焼損したことが契機。1955年(昭和30年)に当時の文化財保護委員会(現在の文化庁)と国家消防本部(現在の消防庁)が法隆寺金堂の焼損した日であることと、1月と2月がもっとも火災が発生しやすい時期であることから、1955年に1月26日を「文化財防火デー」とすることを定めた。
12	春の全国火災予防運動最終日の3月7日は、1950年2月9日に国家消防庁(現総務省消防庁)により毎年3月7日と定められた。これは、消防組織法が施行された1948年3月7日にちなんだものである。
13	東日本大震災は、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害。名護市消防本部緊急消防援助隊(ポンプ隊5名)を岩手県久慈市に派遣。被災者の捜索活動を実施。